

「受発注者間の協議における回答予定日を明確にする取組」 対象工事に係る特記仕様書

1. この工事は、「受発注者間の協議における回答予定日を明確にする取組」の対象工事である。
2. 「受発注者間の協議における回答予定日を明確にする取組」は、建設工事における受発注者間の協議において、回答予定日を明確にすることにより、受注者の効率的な施工管理、発注者の的確な事業管理に資することを目的とするものである。
3. 「受発注者間の協議における回答予定日を明確にする取組」の実施内容等については、別添『三重県における「受発注者間の協議における回答予定日を明確にする取組」運用の手引き』のとおりとする。
4. 「受発注者間の協議における回答予定日を明確にする取組」は、受注者が三重県公共工事共通仕様書「1-1-1-3 設計図書の照査等」に基づき、適切に設計図書の照査を実施することを前提とする。

令和2年8月1日

三重県における「受発注者間の協議における回答予定日を明確にする取組」運用の手引き

1 目的

「受発注者間の協議における回答予定日を明確にする取組」は、三重県が発注する建設工事における受発注者間の協議において、回答予定日を明確にすることにより、受注者の効率的な施工管理、発注者の的確な事業管理に資することを目的とします。

2 期待される効果

受発注者間の協議において、回答予定日を明確にすることにより、以下の効果が期待されます。またこれらにより、工事のコスト縮減や品質確保、事業効果の早期発現等も期待されます。

【受注者】

- (1) 回答予定日が明確になることにより、回答予定日を踏まえた今後の工程を検討することができる。
- (2) 回答予定日が明確になることにより、回答予定日を踏まえた今後の工程を検討ことができ、段取り換えが可能となり、現場の手待ちを減らすことができる。
- (3) 回答予定日が明確になることにより、回答予定日を踏まえた今後の工程を検討ことができ、下請企業等との調整が効率的に行える。

【発注者】

- (1) 受注者から、回答予定日を踏まえた今後の工程の報告を受けることにより、工期（完成時期）に与える影響を把握することができる。
- (2) 回答予定日を踏まえた今後の工程を把握できることから、的確な事業管理や予算管理を行うことができる。

3 実施内容

(1) 発注者

受注者から協議があった場合は以下の対応のいずれかを実施する。

- ① 「即日回答」する。
- ② 「回答予定日」を連絡する。
- ③ 「回答予定日を連絡する予定日」を連絡する。

なお、②③の「回答予定日」や「回答予定日を連絡する予定日」までに回答が困難となった場合は、速やかに「新たな回答予定日」、「新たな回答予定日を連絡する予定日」を連絡する。

(2) 受注者

発注者から①②③の連絡を受けた場合は、必要に応じ作業工程の検討・変更を行い監督員へ報告する。

※ 「受発注者間の協議における回答予定日を明確にする取組」は、受注者が三重県公共工事共通仕様書「1-1-1-3 設計図書の照査等」に基づき、適切に設計図書の照査を実施することを前提とする。

4 その他

附則 この手引きは、令和 2年8月1日から適用する。